

# 秦郁彦証言とその非学問性

渡 辺 春 巳

## 目 次

はじめに

第1 秦の慰安婦制度に関する見解とその批判

第2 秦の「捏造証言」は故意による吉見への新たな名誉毀損行為である

第3 ま と め

## はじめに

2013年5月27日に開かれた橋下徹大阪市長（当時）の日本外国特派員協会における記者会見の席上、桜内文城衆議院議員（当時）が「……吉見さんという方の本を引用されていましたが、これはすでに捏造であることがいろんな証拠によって明らかとされています」と発言したことから、吉見義明が桜内文城に対し名誉毀損訴訟を提起した裁判において、秦郁彦は桜内文城側の証人として出廷し、慰安婦は性奴隷であったという説は捏造と言って差し支えない旨、発言した。

しかし、秦の尋問の内容を分析すれば、自己矛盾と牽強付会の論に終始しており、およそ学問的とはいえないものになっている。

以下、秦の陳述書、尋問内容及び秦・吉見の著作等を比較しながらその証言内容について明らかにする。

## 第1 秦の慰安婦制度に関する見解とその批判

### 1 奴隷条約について

#### (1) 秦作成の陳述書の内容

秦は陳述書において

「1926年の奴隷条約では「所有権」が奴隷制の基本要件とされている」

(乙28 2頁)

と述べ、また

「秦 もし慰安婦が国際法上、日本軍の「奴隷」であるならば、日本軍の財産として他の武器などと同様、慰安婦も登録されているはずですが、当然のことながら、そのような登録はないし、名簿もありません。慰安婦は、日本軍の所有権の対象ではなかったからです。つまり、国際条約に照らした場合、慰安婦を「奴隷」と呼ぶことはできないはずなのです。」

(乙16 86頁下段)

とも述べている。

ここでは、秦は明らかに奴隷条約に定める奴隷の概念を前提として奴隷か否かの判断をしている。

そして、秦は証言においても

「乙第16号証の86頁を示す

いや、あなたが引用しておられるから、こちらはそれを持ってきていただけです。次に行きます。あなたは、先ほど来慰安婦は性奴隷であるという原告の論述についていろいろ問題を提起されております。その前にあなたのお考えとして、奴隷という概念はどういう概念なのか、それをちょっと伺っておきたいと思います。乙第16号証の86ページ下段をまず見てください。あなたは、陳述書で「1926年の奴隷条約では、「所有権」が奴隷制の基本要件とされている」とお書きになっ

ており、この乙第16号証の86ページの下段ではその概念をあなたなりに敷衍して述べておられます。このように言っておられます。「もし慰安婦が国際法上、日本軍の「奴隷」であるならば、日本軍の財産として他の武器などと同様、慰安婦も登録されているはずですが、当然のことながら、そのような登録はないし、名簿もありません。慰安婦は、日本軍の所有権の対象ではなかったからです。つまり、国際条約に照らした場合、慰安婦を「奴隷」と呼ぶことはできないはずなのです。」と、こう記載されています。このお考えは、今も変わらないですか。

変わりません。

つまりあなたは、国際法上の奴隷とは誰かの所有物である、誰かの所有権の対象であるというふうに理解されているんですね。

はい。

それでいいんですね。

はい。」

（同人調書 16, 17頁）

と確認している。

ここでは、秦は奴隷の概念は奴隷条約に基づくものであることを前提としながら「所有の対象」であり、かつ、軍に登録されていなければならないものであると述べているのである。

そこで、奴隷条約についての国際的な理解をみとめることとする。

## (2) 奴隷条約における奴隷の概念と秦証言

### ア 奴隷条約1条は

「1 奴隷制度とは、その者に対して所有権に伴ういずれか若しくはすべての権限が行使される個人の地位又は状態をいう。」

（甲69 5頁）

と規定されている。

イ そして、日本民法206条においても「所有権者は、その所有物の使用、収益及び処分をする権利を有する」と定めているように、所有概念には使用、収益、処分などの様態が含まれることは所有権に関する法の初歩的常識と言うべき内容である。

こうした所有権概念を踏まえて阿部浩己（神奈川大学教授）証人は、  
「日本軍「慰安婦」制度が奴隷制に該当するかどうかは、当然ながら、奴隷制条約に具現化された奴隷制の要件に該当するかどうかによって判断されることになる。すなわち、「人に対して所有権に伴ういずれか又はすべての権限の行使」がなされたのが検討されなくてはならない。これを別して言えば、「慰安婦」制度の下におかれた女性たちが、加害行為実行者によって物（客体）のように支配され、自由・自律性を重大に損なわれる状態にあったのかどうか問われることになる。」  
（甲69 19頁）

と証言している。

また著名な国際法学者である Jean Allain らによる学術的研究成果である「奴隷制の法的要素に関するベラジオハーバードガイドライン」においても、ガイドライン2において

「奴隷制の場合において、「所有権に伴う権限」の行使とは、人に対する支配であって、その使用、管理、収益、移転または処分により、当人の個人としての自由を重大に剝奪するものと理解すべきである。通例、その行使は、暴力、欺瞞及び／又は強要などの手段により支えられて達成される。」  
（甲69 17頁）

と解釈されている。

ウ これらを比較すれば、秦は奴隷条約に定める

- ・所有権概念
- ・所有権に伴ういずれか若しくはすべての権限が行使されること

という奴隷条約の基本的規定の内容について全く理解を欠いたまま奴隷について論じていることが容易に理解できる。

実際、秦自身

「奴隷条約の1条1項の解釈では、所有権に伴ういずれかまたは全ての権限の行使がされる個人の地位または状態というふうに定義されていて、所有権の対象ではないということになっているんですが、御存じないですか。

ちょっと意味がわかりません。

つまり所有権に伴う権限の一部が行使されている状態にある個人も奴隷であると、こういうふう理解されているんですが、それは御理解になっていない。それは知らない。

一部というのが何を指すかがわかりませんので。」

（同人調書 17頁）

と述べており、秦は奴隷条約の「所有権に伴ういずれか若しくはすべての権限が行使される」という条文の内容すら理解していないことが秦自身の証言によって明らかとなっている。

### (3) 秦は奴隷条約を全く理解していない

要するに、秦は同人自身が「奴隷制の基本的要件」と認めている奴隷条約について、その条文、所有権の概念、さらに同条件に定める「所有権に伴ういずれか若しくはすべての権限の行使」の内容も全く理解を欠いているにもかかわらず奴隷制について論じているのである。

この一事からしても、秦の奴隷制に関する見解は、自ら「基本要件」と認めている要件の理解すら欠いているのであるから、学問的論議ができることなどありえないし、信用するに値しないことが証言内容をみれば明らかとなっている。

たとえば、前述したように、秦が

「……慰安婦も登録されているはずですが、そのような登録はないし、名簿もありません。慰安婦は日本軍の所有権の対象ではなかったからです。」

と述べている(乙16 86頁)が、この発言はおおよそ奴隷制についての見当外れの見解であることから明確に裏付けられている。

したがって、秦の慰安婦に関する意見は奴隷条件の基本的要件の理解を全く欠いている以上、奴隷についての正確な証言など不可能であることは当然の理である。

## 2 慰安婦制度について

### (1) 慰安婦制度の設立及びその形態と経営実態

#### ア 設立について

吉見は、「現在までのところ確実な資料によって確認される最初の軍慰安所は上海でつくられた」(甲2 14頁)と記し、秦もまた「岡村が「海軍にならぬ」と書いたように、海軍は前年の時点で三軒の指定慰安所を確保していた」(乙6 65頁)と記しているとおおり、吉見も秦も一致して軍が設立したものであることを認めている。

さらに吉見は、

「1942(昭和17)年9月3日、倉本敬次郎陸軍省恩賞課長は、「将校以下の慰安施設を次の通り作りたり」として「北支100ヶ、中支140、南支40、南方100、南海〔太平洋地域〕10、樺太10、計400ヶ所」という数字を挙げています(甲第21号証)。これは、陸軍が全体で400の地域に軍慰安所をつくったことを示しています。

陸軍省について見ますと、徴募に際して、1938(昭和13)年3月4日、陸軍省は、副官通牒において、北支那方面軍と中支那派遣軍に対して、募集等に当っては「派遣軍ニ於テ統制」し、業者の「選定ヲ周

到適切ニ」すること、募集実施に当っては「関係地方ノ憲兵及警察当局トノ連携ヲ密ニ」することを指示しています（甲第22号証）。陸軍省は、派遣軍が慰安所をつくることを承認し、業者の選定や徴募実施の方法を指示したのです。」（甲117 16頁）

と具体的に記している。

イ その形態についても秦は、

「吉見義明は、広義の慰安所を次のような四－五のタイプに分類している。

A 軍の直営

B 軍が監督統制し軍人・軍属専用

B1 特定の部隊専属

B2 都市などで軍が認可（指定）

C 軍が民間の売春宿などを兵員用に指定する軍利用の慰安所で、民間人も利用

D 純然たる民間の売春宿で軍人も利用

この分類はほぼ妥当だと思うが、私はさらに、

E 料理や、カフェー、バーなど売春を兼業した施設を付け加えて置きたい。」（乙6 80頁）

として、吉見の見解を基に分類している

また、軍は慰安所に対して「利用規定」等を定め、管理していたことから秦も軍慰安所は「楼主（経営者）の下に集められ、現地軍の下に慰安所で営業した」と述べている（乙28 2頁）のである。

この点についても吉見は

「軍慰安所の管理・統制も軍が行っていました。第21軍司令部は、1939（昭和14）年4月第2句の報告で、「慰安所ハ所管警備隊長及憲兵隊監督ノ下ニ警備地区内将校以下ノ為開業セシメアリ」とし、「慰安

婦」の総数は、軍司令部が統制する者が約850名、各部隊が郷土から呼び寄せた者が約150名、合計約1000名で、これ以外に第一線で設置したものが若干あると述べています（甲第23号証）。軍司令部・師団等が設置したものと、前線で設置したものが分かります。

1943（昭和18）年、中国にいた東京第35師団は、慰安所を含む「営外施設」の規程を設けていますが、これによれば、慰安所は中隊以上の駐屯地に設置できるとし（19条）、その管理・経営・指導監督は駐屯地の高級先任部隊長が行い（3条）、建物は部隊が提供し（21条）、飲食品等・薬品・防護品等は部隊から交付できる（22条、23条）と規定しています（甲第24号証）。軍の深い関与がよく示されています。」

（甲117 16頁）

と指摘しており、吉見も秦も一致している。

#### ウ 経営形態について

「まず経営形態だが、米軍報告書が述べているように、「押収されたいくつかの慰安所規則一覧によれば、慰安所は民間人によって経営されてはいるものの、軍の監督下に置かれ」ていたのが主体で、例外的に軍直営に近いと見なせるものもある。」

（乙6 118頁）

と秦も記している。

吉見もまた「このように、軍専用の慰安所の経営は、形式上は民営の場合であっても、実際の運営の主体は軍であり、業者は従属的であったことがわかって。まさに軍の管理下に運営されていたのであった」（甲2 140頁）と叙述しているところであり、この点でも秦の見解と一致している。

#### エ このように、軍慰安所は

- ① 軍が設置し
- ② 軍の監督下にあり
- ③ 経営形態においても軍の監督下でなされた



ものであることは吉見も秦の見解も一致しており疑いのないところであり、こうした軍の慰安所において慰安婦たちは日本兵の性の相手をさせられていたのである。

ミッチナでの米軍資料も、

「慰安婦」という用語は日本軍特有のものである。この報告以外にも、日本軍にとって戦闘の必要のある場所ではどこにも「慰安婦」が存在したことを示す報告がある。しかし、この報告は日本軍によって徴集され、かつビルマ駐留日本軍に所属している朝鮮人「慰安婦」だけについて述べるものである。」（甲9 441頁）

と指摘している。

オ したがって、軍が慰安婦の置かれた状態について、軍の主体的関与は明らかであり、軍がその責任を免れることはできない。

(2) 軍の関与と責任について

ア ところが、秦は「女性たちは楼主（経営者）と雇用関係にあり、軍との関係はなかった」（乙28 2頁）と述べ、また「……軍の方では女性たちがどうやって連れてこられたのかわからなかったんです」「（軍の責任はそこでできていると）そうです。」（乙30 7頁）として、軍の責任はないとしている。

ア) しかし、先述したように、慰安婦が軍の監督下に置かれている中で、兵士の相手をさせられていることが問題なのであり、特に吉見が指摘するように「借金を返すまでは何年か拘束されるわけですよね、それが、性奴隷だったということです」（乙30 9頁）「慰安所での強制があったかどうか全てです」（同 13頁）ということが決定的に重要である。

イ) また、朝鮮半島や台湾においては直接的強制によってなされた例は現在文書上見当たらないが、

「吉見：労働ではないですよ。使役されたということです。

一つは、使役される過程で様々な問題が起こっています。軍・官憲が直接やるかどうかは置いておいて、略取や誘拐や人身売買で連れていくのがほとんどだったわけです。そして朝鮮半島で誘拐や人身売買があったことは、秦さんも認めておられます。

秦：異論はないです。大部分はそうだったと思います。」

(乙30 9頁)

と秦も認めているところである。

#### ミッチナの例も

「一九四二年五月初旬、日本の周旋業者たちが、日本軍によって新たに征服された東南アジア諸地域における「慰安役務」に就く朝鮮人女性を徴集するため、朝鮮に到着した。この「役務」の性格は明示されなかったが、それは病院にいる負傷兵を見舞い、包帯を巻いてやり、そして一般的に言えば、将兵を喜ばせることにかかわる仕事であると考えられていた。これらの周旋業者が用いる誘いのことばは、多額の金銭と、家族の負債を返済する好機、それに、楽な仕事と新天地—シンガポール—における新生活という将来性であった。このような偽りの説明を信じて、多くの女性が海外勤務に応募し、二、三百円の前渡し金を受け取った。」

(乙9 441頁)

文玉珠の場合でも、

「ところが、その中に朝鮮人兵士がいて、その人がわたしたちに小さな声の朝鮮語でいったのだ。

「だまされてきたんだなあ、かわいそうに。おまえたちは間違っただよ、ここはピー屋（慰安所）なんだ。」

娘たちは天地がひっくりかえるほどに仰天した。ピー屋が何をすると  
ころか、知らない娘もたくさんいる。」

(乙24 50頁)

とそれぞれ記しており、ミッチナの例については外務省も「日本人の代理業者が甘言を弄して朝鮮人女子を慰安婦に募集した様子が詳しく書かれている点が注目される」（甲163）と記しているように、だまされて慰安婦にされていることがわかる。

（ウ）慰安婦の搬送について

「秦教授は、「もし強制したのが娘を売った親や買い取ったブローカー、経営者だとすれば、日本政府が責任を負う理由がない」「業者が身売りされた女性をつれて慰安所を管理する軍との商取引で働かせるのは、当時は合法だった」と述べていますが（甲138『朝日新聞』の慰安婦報道に思うこと。』『潮』2015年3月号、185頁）、略取または誘拐または人身売買により国外移送された女性たちは刑法第226条に違反する犯罪の被害者であり、それを行った業者は犯罪者ですから、合法であるはずはありません。また、軍が業者を逮捕せず、被害者を解放して故郷に送り返さなければ、犯罪の共犯者になるのであって、そこに軍の責任、さらには政府の責任が生ずることになります。」

（甲117 19頁）

との吉見の指摘が正しいことは明らかである。

しかも、秦も

「その船舶輸送を担当していたのは広島の子品に司令部を置く船舶司令部（暁部隊）であった。元参謀の上野滋、松原茂生両少佐によると、陸軍省人事局や参謀本部船舶課からの口利きもあったが、女たちをつれて広島の旅館に泊まっている業者が毎日のように司令部へ顔を出して、「便乗」のチャンスを待つ、というのが実態だったようである。」

（乙6 106頁）

などとして軍が慰安婦の搬送を行っていた事実も認めており、慰安婦の搬送についても軍に責任があることは明白である。

(エ) なお、吉田証言については、吉見はこの証言に疑問を持ち、依拠したことはない。

このことは秦自身、

「一例を『従軍慰安婦』をめぐる30のウソと真実』（大月書店、一九九七年六月）から、吉見義明教授の記述を引用しよう。

（吉田の）証言にたいする多くの疑問がだされているが、吉田さんは反論していない。そこで、私たちは、一九九三年五月に吉田さんを尋ね、積極的に反論するよう勧めた。また、誇張された部分があれば、訂正すべきだとも申し入れた……吉田さんは、日記を公開すれば家族に脅迫などが及ぶことになるので、できないと答えた。そのほか回想には日時や場所を変えた場合もあるとのことだった。

そこで、私たちは、吉田さんのこの回想は証言としては使えないと確認するしかなかった……（私は）この間、吉田さんのこの証言は一切採用していない……吉田さんには、慰安婦徴募にかんするみずからの体験を伝聞と区別して正確に証言されるよう望みたい（二二―二六ページ）。」

（乙6 242頁）

と記しているところからも明らかなように、朝日新聞の誤報問題が吉見に当てはまらないことを秦も認めているとしか理解できない。

#### イ 慰安所での使役

しかもすでに述べたように、慰安所においては、軍の監督下に置かれ、慰安婦がそこで兵士の相手をさせられていることは疑いないところである。

#### (3) 小 括

以上のように、慰安所の設置、管理、経営、慰安婦の搬送、慰安所での慰安婦の使役について、軍が主体的に関与している以上、軍に責任のあることは当然のことである。

これを否定する秦見解の自己矛盾と非論理性は顕著であり、到底成立しえない。

### 3 慰安所の実態について

#### (1) 秦証言の内容

秦は陳述書では、

「慰安所における女性たちの生活条件は「性奴隷」と呼ばれるほど過酷なものではなかった。現地軍が制定した慰安所利用規則を見ると、利用兵士たちの飲酒、暴力を禁じ、避妊具の使用を義務づけた。軍側は兵士たちへのサービスを期待して、経営者との収入配分比率を女性側に有利となる方針をとっていた。

その結果、女性たちの収入は平均して兵士たちの数十倍、軍司令官級の高収入で、軍事郵便を利用して故郷へ送金した例が多い。外出の自由、借金返済後の帰国、接客拒否の権利も認められていた。」

（乙28 2頁）

と書いている。

また、「吉見氏は(1)～(4)のような四つの自由が慰安婦になかったとして慰安婦を性奴隷と呼ぶが、私は、四つの自由のうち三つの自由はあったことに高収入を加え、彼女たちを性奴隷と呼べないと主張します」（同6頁）と述べている。

しかし、秦の見解は全く実態を理解しないものであるばかりか、証人尋問の結果をみれば、これらの自由がないことを秦自身もまた認めていると言わざるを得ない。

#### (2) 居住の自由について

ア 軍は先述したように、慰安所を設置し、そこに居住させ、兵士の相手をさせていた。

このことはミッチナの例でも

「ミッチナでは慰安婦たちは、通常、個室のある二階建ての大規模家屋（普通は学校の校舎）に宿泊していた。それぞれの慰安婦はそこで寝起きし、業を営んだ」と記している。（乙9 443頁）

また、比較的自由に振る舞っていた文玉珠の場合でも、

「当時、わたしたちは住む所や行く所を自由に決めることはできなかった。」と語っている。（乙24 117頁）

イ 秦の「弁解」

秦は、前述したように、慰安婦に居住の自由がないことを認めながら、

・「戦地の慰安婦に居住の自由がないから奴隷だという議論はあまりに非常識です。戦地の日本軍は、司令官から兵に至るまで、看護婦をふくめ、全員に居住の自由はありませんでした。アパートに住み、バスで通勤するような環境ではありません。現在の日本にも居住の自由を制限されている人は多い。」（乙28 6頁）

・「現代のサラリーマンも変わらない」（乙6 395頁）

などとこれを合理化しようとしている。

しかし、

① 兵士は明治憲法20条では兵役の義務が定められている。

② 看護婦は日本赤十字社令（甲164）に基づいて、

「第一條 日本赤十字社ハ救護員ヲ養成シ救護材料ヲ準備シ陸軍大臣海軍大臣ノ定ムル所ニ依リ陸海軍ノ戦時衛生勤務ヲ幫助ス」

ことから「戦時衛生勤務ヲ幫助ス」と定められ、日本赤十字社救護員使用規則第1条の3号で救護看護人として「使用」されているのである。

③ ところが、慰安婦はそのような公益的義務を負っていない。

しかも、娼妓と業者との契約についても、大審院判例明治29年3月11

日などで

「一 身體ノ拘束ヲ目的トスル契約ハ自由契約ノ範圍圍外タルヲ以テ  
當然無効ナリ

一 娼妓ガ貸座敷營業者ニ對シ一定ノ年期中勞務ニ服スルトノ契約ハ  
法律上無効ナリ（以上判旨第一點）」

として、明治29年の段階で身体の拘束を目的とする契約は自由契約の範囲外たるを以て当然無効とす、とする判決が確定している。

これは娼妓はいわゆる「醜業」に拘束して就かせていることから無効としているのであって、看護婦やサラリーマンの業務内容とは全く異なっているにもかかわらず、その内容をあえて無視したうで両者を混同させていること自体、極めて不合理な論理であることは言うまでもない。

すなわち、兵士の性の相手をさせる慰安婦と、看護婦等を比較すること自体が不合理であることは明白である。

しかも、サラリーマンは通勤の時間内で自由に居住できるし、嫌なら退職する自由もある。

ウ 以上のように、秦の論法は実態も法的立場も異なるものを無視して強引に合理化を図っている「あまりにも非常識」な弁解である。

### (3) 接客拒否の自由について

ア 秦は

「接客拒否（客を断る自由）

慰安婦は、「接客を断る権利を認められていた。とくに泥酔の場合」

（吉見義明編『従軍慰安婦資料集』、乙25、以下、資料集、p 445）

「酩酊者、アルコール携帯、その他悪影響の恐れのある場合は、慰安所への立ち入り禁止」（資料集 p 504など、マニラ慰安所規則の例）。暴力を振う兵士も時にはいたと思われるが、経営者や憲兵が取り締まらず。怪我をさせては本来の役割が果たせなくなるから。平時の日本

でも、商店や喫茶店、居酒屋が接客を拒否する例はまれではないでしょうか。」  
 (乙28 6, 7頁)

と述べる。

しかし、この点についても、秦証言は実態と軍の定めた規則等を全く無視した暴論というべきものである。

#### イ 慰安婦の実態

(ア) ミッチナにおける利用日割当て表(乙9 444頁)をみても、水曜日だけが「休業日、定例健康検診」である。

そしてこの利用時間割りは「厳格に守られ、また下士官の兵は週に一度、将校は希望すれば何度でも慰安所に通ってよいとされた」(甲49 460頁)。

このことは、本件著作でも多数の資料に基づいた「慰安婦には休みはとくにないか、あっても月一、二回程度だった」(甲2 144頁)との吉見の研究成果が一致している。

そして、具体的な利用実態はミッチナの例でも

「将校は週に夜七回利用することが認められていた。慰安婦たちは、日割表どおりでも利用度がきわめて高いので、すべての客の相手をすることができず、その結果多くの兵士の間に険悪な感情を生みだすことになるとの不満をもらしていた」のである。(乙9 445頁)

#### 文玉珠の場合も

「泊まりの客がいれば送りだす。階下にあった台所で食べる朝ごはんもそこそこに部屋に上がった。九時から客をとるのだけれど、廊下にはもう行列ができていた。

とくに若い兵隊たちは朝早くから並んでいた。そして午後四時ごろになると兵隊は部隊に帰っていき、下士官たちがやってくる。夜九時から十時になると、こんどは泊まりの将校がやってきた。兵隊たちは泊ま



ることはできなかった。」（乙24 59頁）

と述べているとおり、毎日朝から夜まで（泊まりを含み）兵士の相手をさせられているとして、前述した資料と全く一致した内容を述べている。

(イ) 秦は、この点で

「だけど、これは常識で考えますと、軍隊というのはそういうものなんです。帰ってきたときには混み合うという、そういう状況があったと考えるのが妥当でしょう。」（同人調書 12頁）

と述べる。

しかし、この証言にはいつ、どの程度の期間に兵の相手をさせられていないかの具体的事実は示されていない。何らの具体的根拠と状況を示さずに単に思いつきの弁解のための弁解と評するしかない証言である。前記の各資料が指摘する利用時間割りは厳格に守られており、兵士の間で「険悪な感情を生み出」している状況について否定する根拠は全く示されていない。

(ウ) この点でも秦は前述したように

「平時の日本でも、商店や喫茶店、居酒屋が接客を拒否する例はまれではないでしょうか。」

とおおよそ見当外れの合理化を試みている。

しかし、商店や喫茶店は嫌な客なら断ることもできるし、必要なら閉店すら可能である。

しかも、慰安婦が拒否しているのに兵の相手をさせることは、すなわちレイプになるということにすら思い至らない弁解である。

秦のこの弁解も比較にならない事実を強引に比較しているに過ぎないのであって、非学問的合理化という他はない。

(エ) そして、利用規定では出入りを禁じられた者は、

「〔第一六条〕左記の者は第二軍人倶楽部の利用を禁ず。

- 1 所定時間以外に利用せんとする者
- 2 所定の服装を為さざる者
- 3 著しく酒気を帯びたる者
- 4 他に迷惑を及ぼす惧れのある者
- 5 第十七条以外の者及び之を同伴せる者」 (甲2 137頁)

である。

このように、暴行、泥酔などの理由で利用が禁じられることはあっても、慰安婦の都合（たとえば体調）や自己の意思で兵士の性の相手を拒否できる事情は全くなかったし、現に慰安婦の意思で拒否できる利用規定なども存在しない。

(オ) この点、秦もまた

「これは要するに泥酔したような客については慰安婦は断ることができたということを聞き取って米兵が書いただけのことではないですか。

ちょっと意味がわかりません。

つまり逆に言うと、この尋問調書の中に接客を断る権利があるという規則・規定があるという記載はないですね。

規則が実際にあったかどうかわかりませんから。」

(同人調書 20頁)

と述べ、また、

「あなたのおっしゃるのは、兵士が暴れたり泥酔したりしているときは、それは断ることができたらうと、こういうことですよ。

本来入れないはずなんです。

体のぐあいが悪いから、きょうは嫌だと言って断ることができるというような規則はありますか。

さあ、知りません。」

(同人調書 23頁)

などと証言し、答えをはぐらかそうとしたものの、結局慰安婦の意思で拒否できる規則がないことを認めている。

(4) 外出の自由について

ア 秦は

「外出の自由（許可制＝平時の日本の職場でも同じ）

「都会では買い物に出かけることが、許された」（資料集、p 443）

「ピクニック、演芸会、夕食会、スポーツ行事に出席」（資料集、p 443）

「映画上映があって慰安婦たちが観てきた。」（『ビルマ・シンガポールの従軍慰安所』、乙21、以下は日記として引用 昭和18、8、13）

「公休日で慰安婦全員が外出する。」（日記 昭和19、4、19、p 109）

（秦注：僻地では、外出すると誘拐されるか虎が出るので安全確保は当然）

「外出や廃業の自由がなかったとするこれまでの考えを翻すもの。」

（朴裕河『帝国の慰安婦』p 95）」（乙28 7頁）

として、外出の自由があったと言いたいようである。

イ (ア)しかし、「外出の自由（許可制＝平時の日本の職場でも同じ）」として記しているのは、許可制でも自由であるとの主張なのであろうか。

秦は自著の中で、上海派遣軍が制定した「軍娯楽場規則を紹介し、「(3) 毎月一回憲兵が指定する定休日設ける」「(9) 接客婦は許可なく指定地外へ出ることを禁じる」と定めていることを記している（乙6 64頁）。

そして証言でも

「これは、都会では買い物に行くことが許可された、許されたということは許可制であったということを示しますね。

多分そうでしょう。

それから、ビルマ滞在中、将兵と一緒にスポーツ行事に参加して楽し

く過ごし、ピクニック、演芸会、夕食会に出席したという記述がありますが、これらの行事というのは当然その部隊が主催する部隊が行う行事であったと、それに将兵と一緒に参加したと、こういうふうに読めますね。そうですね。

多分そうですね。」 (同人調書 23頁)

として、慰安婦が外出するためには軍の許可が必要なことも認めている。公娼制ですら1933年5月23日内務省令15号で許可規定を削除しているのである(甲53の2)からしても、許可制であれば自由が制限されている存在であることは自明のことである。軍の規則で許可制でない規定など存在しない。

(イ) また、日本の職場は職務時間が定められており、服務規定はあるが、必要なら上司に告げればいつでも外出が許されるし、休憩は自由である。

これと兵士の相手をするために「許可なく指定地外へ出ることを禁じる」と軍の規定で定められていることは全く事情が異なっていることは容易に理解できる。

(ウ) 秦が挙げる前述した例でも、軍の許可や軍人とともに外出していることである。

文玉珠も次のように記している。

「ラングーンはこれまでに比べると自由だった。もちろん、まったく自由だということではないけれど、これまでよりはるかに自由に、週に一度か月に二度、許可をもらって外出することができた。人力車に乗って買物に行くのが楽しみだった。山の中を行軍したり、爆撃にあったりして、わたしたちの着ていたものは汚れたり、破れたりしていたので、なんといってもきれいな洋服が欲しかった。」と語っている。

(乙24 106頁)

なお、秦が朴裕河の著書にある「外出や廃業の自由がなかったものとす  
るこれまでの考え方を翻すもの」としているが、この記述が学問的に初歩  
的な誤りであることは後述する。

ウ このように、慰安婦が外出するためには、秦すら認めるように、軍  
の許可が必要であり、許可制であれば外出の自由がなかったことは明  
白である。

(5) 廃業の自由について

ア 秦は

「廃業の自由

「軍は借金を返済し終わった慰安婦には、帰国を認める指示…一部  
が帰国」（資料集 p 445～446）

「廃業帰国の記事多し（日記）」（乙28 7頁）

として、廃業の自由があったとしている。

イ (ア) しかし、秦が例を挙げているのは、ミッチナの場合であるが、  
その内容は、

「1943年の後期に、軍は、借金を返済し終った特定の慰安婦には帰国  
を認める旨の指示を出した。その結果、一部の慰安婦は朝鮮に帰るこ  
とを許された」（乙9 445頁）

というものである。

この事例でも

- ・借金の返済（業者の承諾）
- ・軍の許可

が必要であったことがわかる。

しかし、廃業の自由とは、自己の意思で廃業できることであり、

- ・借金の返済
- ・軍の許可

が必要であれば、廃業の自由があったとは到底いえない。

少なくとも、公娼制と比較しても、1900年10月2日付 内務省令第44号「娼妓取締役規則」第5条（甲53）に定められているように、本人の届出があれば廃業できることが廃業の自由である。

慰安婦にはこの規定すらなかったことは明らかであるから、公娼制度と比較しても廃業の自由がなかったことは明らかである。

(イ) 秦も、

「いずれにしても、まずミッチナの尋問調査によるこの記載によれば、この人は借金の返済が終わった者については帰国することを許された、こういうことですよ。

うん。

借金が返し終わっていない場合は、つまり帰れなかったんですよ。そうですね。

廃業できないということでしょう。

だから、借金が返し終わらない限りは廃業の自由はないと、こういうことですよ。

うん。

先ほどあなたは、ビルマの慰安所の管理人の日記にも同様のことが書かれているとおっしゃいましたけども、私も日記全部読みましたが、借金がまだ残っているが、帰国を認められたというような記載はどこにもなかったんですが、そうですね。

さあ、精細には覚えていないですが、多分そうですね。

(同人調査 30頁)

と証言し、「借金が返し終わらない限りは廃業の自由」がなかったことを認めている。

(ウ) ところが、秦はその自著においては、

「廃業の自由や外出の自由について言えば、看護婦も一般兵士も同じように制限されていた。この点は現在のサラリーマンと変わらない。」

（乙6 395頁）

とここでも他の自由と同様なことを記しているが、この見解が全く合理化になっていないことはすでに述べたとおりである。

ウ 以上のように、廃業の自由についても、「借金が返し終わらない限りは廃業の自由がない」ことは秦も認めているところであって、慰安婦が公娼制でも認められた本人の届出により廃業できることすらできなかったことは争いのない事実である。

(6) 「収入」について

ア 秦は「女性たちの収入は平均して兵士たちの数十倍、軍司令官級の高収入」であるとしている（乙28 2頁）

イ しかし、奴隷とは要するに「人の支配」であり、当人の個人としての自由を重大に剝奪するものであるか否かによっているものであって、収入の問題は基本的に関係がない。

ウ しかも、ミッチナの場合でも「報酬および生活状態」として記されている内容は、

「慰安所の楼主」は、それぞれの慰安婦が、契約を結んだ時点でどの程度の債務額を負っていたかによって差はあるものの、慰安婦の稼ぎの総額の五〇ないし六〇パーセントを受け取っていた。これは、慰安婦が普通の月で総額一五〇〇円程度の稼ぎを得ていたことを意味する。慰安婦は、「楼主」に七五〇円を渡していたのである。多くの「楼主」は、食料、その他の物品の代金として慰安婦たちに多額の請求をしたため、彼女たちは生活困難に陥った。」（乙9 445頁）

ような状態であった。

したがって、大きな金額を稼いでいたという文玉珠は、

「わたしの手もとには、少しずつもらったチップが貯まって大きな金額になった。友達に比べてわたしだけが大金を持っているのは都合が悪い」  
 (乙24 75頁)

と書いているように、例外的存在であった。

エ しかも、ビルマなどでは猛烈なハイパーインフレーションが生じ、また送金も困難であった。

秦もまたその自著で

「ただし、慰安婦が体を張って稼いだ軍票は日本の敗戦と同時に紙屑と化した。

ビルマでは軍票を詰めたリュックを背負って退却する彼女たちの姿を見かけた兵士の手記がいくつもあるし、シタン河を渡る途中で水分を吸ったリュックもろとも流された哀話も伝わっている。

悪質な業者のなかには、何かと名目をつけて彼女たちの稼ぎ高を強制貯蓄させ、払わなかった例もあったようだ。東部満州の東寧に勤務した元兵士の杉田康一は一九三八年、四円弱の月給から貯めた一円五十銭を以て慰安所へ通った経験を語り、なじみになった朝鮮人慰安婦から「一銭ももらっていません。全部親方が取り上げてしまいます」と聞いた話を回想する。

楼主の不払いは意外に多かったとも思われるが、それもまた終戦で紙屑になってしまったことであろう。」  
 (乙6 304頁)

「前借金を返済し、契約期間を終了したら、故郷へ帰る船便は軍が世話することにはなっていたが、一九四三年中期以降は、米潜水艦の船団襲撃が激化し、海上ルートは細る一方だったから、帰りたくても便が得られず、海没を怖れて残留する女性が少なくなかった。

それにせっかくの稼ぎも軍票で支払われるのが原則だったから、軍事郵便を利用した家族送金分を除くと、敗戦と同時に紙屑と化してし



まった。

しかし何と言っても不運の最たるものは、戦争末期の敗退戦や離島の玉砕戦に巻き込まれた女性たちであった。」（乙6 121頁）

などと叙述している。

このように、秦も自著の中で、「軍事郵便を利用した家族送金分を除くと、敗戦と同時に紙屑と化してしまっ」たと記しているのである。

オ この点について秦は

「文玉珠さんはチップがたまって、ほかの人にはない大金がたまつたと、こういう事実じゃないですか。

よくわかりません。」（同人調書 31頁）

と秦が自著で書いている前述した内容について、「よくわかりません」と述べている。この事実をみても、秦は不都合と思われる事実についてはことさらに回答を避けていることがわかる。

(7) 秦陳述書におけるその他の秦の非学問的見解

ア 「売春婦」について

(ア) 秦は

「当時の米軍報告書は慰安婦を「売春婦以外の何ものでもない」(nothing more than a prostitute) と定義する。職業の一つと見なしているのだが、もし平時、戦時を問わず売春業を女性の人権侵害と見なすとすれば、現在も世界各国で公然、半公然とこの職業に従事している女性を全否定してしまうことになる。彼女たちを容易に「性奴隷」と呼ぶのは人格の侮辱になるだろう。」（乙28 3頁）

と記している。

(イ) しかし、吉見が売春婦＝性奴隷と書いたことはない。

売春婦が奴隷条約1条1項に定めるような人に支配され、重大な人権侵害を受けていれば、その事実から奴隷と言えることが奴隷条約から当然に

導き出される結論である。

吉見が述べてもいない売春婦＝奴隷として吉見に対し見当違いな非難をしているのである。

ここでも秦の奴隷についての無理解振りが示されている。

このことは吉見と秦との間で

「吉見：実際には、売春によって借金を返すというシステムになっているわけですよ。

秦：今だってあるでしょう。

吉見：それこそ、まさに人身売買であって、問題になるのではないですか。

秦：ネバダ州に出かけて大きな声でそれを弾劾する勇氣はありますか？

吉見：もしそれが人身売買であれば、弾劾されるべきです。」

(乙30 5頁)

とのやりとりをみても、秦の見解には何ら合理性がないことがわかる。

このように、秦は「売春婦」と「奴隷」とをことさら混同させ、的外れな見解を述べているのである。

イ 朴裕河『帝国の慰安婦』について

(ア) 秦は朴裕河の上記著書を「慰安婦問題の実像と急所をえぐった著作で注目すべき点を列記すると次のとおりです」としていくつかの事例を「注目すべき点」として挙げている(乙28 8頁)。

しかし、この評価は秦の見解がいかに非学問的なものであるかを端的に示すものである。これについて2点だけ挙げて論じる。

(イ) 朴裕河の前著における「外出や廃業の自由がなかったとするこれまでの考えを翻すものだ」との論述について

a この論述は、先述したように、秦陳述書「外出の自由」のところで

も引用されている箇所である。

ところで、朴が引用する文章は以下のようなものである。

「ここに来てからは時々外出もしました。いつでもできるわけではなくて、位の高い軍人が許可してくれると、外に出ることが可能でした。二、三カ月に一度でかけたかな。将校たちが行くとき、いっしょに行きました。私たちだけではだめなのです。軍人と一緒に車に乗って行くのです。（『強制』3，一三一～一三二頁）

部隊長が働きかけて私を故郷に帰らせてくれた。（中略）慰安婦として来て、病気になり（契約）期限も満了したので、出て行くという公文を作ってくれた。ここに将校が署名をしたが、軍人の車に乗ってヨンアン駅に来て、牡丹江を経て、ソウルに行く汽車に乗る時、この公文を見せると通過することができた。（『強制』2，一六一頁）

（乙18 75頁）

この二つの事例のうち、前者は外出の事例であり、後者は廃業の例である。

前者は「位の高い軍人の許可」と「将校たちが行くとき、いっしょに行きました」として、軍の許可と将校の同行が必要なことが明記されている。

後者は契約期限も経過したことから軍の許可の下に帰国できたという内容の事例である。

慰安婦が外出するためには軍の許可が必要であり、廃業するためには借金の返済をなし、業者や軍の許可が必要であったことは、「外出の自由」「廃業の自由」で再三指摘したところである。

したがって、朴が挙げている軍の許可の下の外出や廃業が許された事例はすでに秦の著書を含む各種先行研究や調査で周知となっている内容である。

たとえば、秦は、ミッチナの例を挙げ、

「都会では買物に行くことが許された」

文玉珠の体験として、

「これまでよりはるかに自由に、週に一度か月に二度許可をもらって外出することができた。人力車に乗って買物に行くのが楽しみだった。」  
(乙6 276頁)

などと紹介している。

また、

「前借金を返済し、契約期間を終了したら、故郷へ帰る船便を軍が世話をすることになっていたが……」  
(乙6 121頁)

と秦も記述している。

このように、朴が挙げた外出の例、廃業の例は、吉見や秦等の間では長く論じられてきた内容であり、周知のことに属する。

b ところが、朴は前記の事例を挙げ、

- ・「これは外出や廃業の自由がなかったとするこれまでの考えを翻すものだ」
- ・「これまででは、慰安婦が戦場へ「行く」移動への関与のみが注目された。しかし軍は戦場から国へ「帰る」移動にも関与している。もちろんそれもまた、軍の権力下のことではある。しかし慰安所が軍の権力のもとに機能していたことを問題にするなら、どのように機能していたかを総合的に見届ける必要がある。しかしこれまでの研究は戦場へ「連れていった」ことだけに注目してきた。」  
(乙18 95頁)

と書いている。

この叙述をみるだけで、朴はその著書以前になされた先行研究や調査結果に対して無知であることを示すに余りあるものであり、しかも「これまでの考えを翻すものだ」との叙述に至っては秦の著書にも記されている

先行研究を完全に無視した見解を示し、あたかも朴が発見したかのように書いているのは学問上、許されないという他はない。

こうした朴の著書に対して、秦は驚くべきことに、同著を「実像と急所をえぐった著作」と評しているのである。

c 秦はこの点について、

「この記載によれば、朴裕河さんが言うように外出の自由があったということではなくて、逆に高い位の人が許可してもらえないと私たちだけでは外出できなかったと、外出が自由でなかったということを示しているのではないですか。

それはわかりません。これを読んだだけじゃ、そういう細かい事情はわかりませんし、その続きに「軍人と一緒に車に乗って行くのです。」と書いてありますが、ということは非常に自由だったというふうにもとれますわね。」（同人調書 24頁）

と述べているが、秦自身がすでに自著で書いた内容と同一の事例であることにも全く気づいていない（あるいは気づかないふりをしている）のであり、その自己矛盾は疑う余地がない。

(ウ) 朴の著書中の「ミッチナで米軍の捕虜となった慰安婦20人の平均年齢は25歳」との叙述部分について

a この叙述は、「朝鮮人慰安婦の多くが幼い少女だったというイメージである」という慰安婦の年齢を論じた箇所で記されている。

この部分は船橋洋一の著作「歴史和解の旅」(甲184)からの再引用である。

確かに、船橋洋一の前記著書には「女性たちの平均年齢は25歳」と記載されている。（同 296頁）

しかし、同時に同書では

・「尋問は一九四四年八月一〇日から九月一〇日にかけて行われた」

・「こうしたやり方で三〇〇人近い女性が一九四二年八月二〇日、ラングーン（現ヤンゴン）に到着，そこから何組にも分けられ前線に送られた」

と記している。

（甲184 295. 296頁）

b そうだとすると，慰安婦として搬送された時期と尋問の時期は約2年経過しているのであるから，慰安婦として使役された時期は尋問時から2年引かなければならないことは学問というより証拠評価（資料批判）の初歩的常識である。

そして，実際ミッチナの資料にあたれば，当時の慰安婦20人の年齢は以下のとおりとなっている。

「	名	年齢	住所
1	「S」	二一歳	慶尚南道晋州
2	「K」	二八歳	慶尚南道三千浦〔以下略〕
3	「P」	二六歳	慶尚南道晋州
4	「C」	二一歳	慶尚北道大邱
5	「C」	二七歳	慶尚南道晋州
6	「K」	二五歳	慶尚北道大邱
7	「K」	一九歳	慶尚北道大邱
8	「K」	二五歳	慶尚南道釜山
9	「K」	二一歳	慶尚南道クンボク
10	「K」	二二歳	慶尚南道晋州
11	「K」	二六歳	慶尚南道晋州
12	「P」	二七歳	慶尚南道晋州
13	「C」	二一歳	慶尚南 <sup>(ママ)</sup> 道慶山郡〔以下略〕
14	「K」	二一歳	慶尚南道咸陽〔以下略〕
15	「Y」	三一歳	平安南道平壤

- 16 「O」 二〇歳 平安南道平壤
- 17 「K」 二〇歳 京畿道京城
- 18 「H」 二一歳 京畿道京城
- 19 「O」 二〇歳 慶尚北道大邱
- 20 「K」 二一歳 全羅南道光州」（乙9 451, 452頁）

これらの年齢から2年差し引けば、慰安婦とされた年齢は17歳から19歳までが過半数を占めている。

これは吉見が指摘している

「内地から来た妓はだいたい娼婦、芸妓、女給などの経歴のある二十から二十七、八の妓が多かったのにくらべて、半島から来たものは前歴もなく、年齢も十八、九の若い妓が多かった。」（甲137）

との内容と一致している。

なお、ミッチナの事例は、甘言により慰安婦とされたことはすでに述べたとおりである。

このような資料批判，文献の検討もしないで年齢について論ずること自体が学問上の初歩的手続きを無視したものであることは論ずるまでもない。

(エ) ところが、秦は朴裕河『帝国の慰安婦』を「外出の自由」があったことの根拠に使用し、「慰安婦問題の実像と急所をえぐった著作」として書いているが、同著が前述した初歩的な学問的検討を怠っていることを見抜けずに前述した評価を行っているのである。

これは秦にとって都合の良いと思われる著書は何らの学問的検討も加えずに自己の見解の根拠として利用するという秦の非学問性を示していると評する他はない。

ウ 日本軍慰安所管理人の日記について

秦は陳述書のなかで上記日記について「そのなかで注目すべきところだ

けを摘記したものを、別紙として添付します」(乙28 7頁)と記しているが、秦が指摘する例のうち、一部を挙げて

- (ア)「7月9日 慰安婦2人が今般帰郷のため廃業すると言い出し、今日廃業届提出(保安課営業係へ)」(乙28 11頁 15行目)

との記述は、

「7月9日日曜日、晴天

朝、シンガポール市ケアーンヒル・ロード88号の菊水倶楽部で起き、朝飯を食べた。西原様は北岬工場に行ったが、夜の1時半頃に帰ってきた。金本○愛とその妹の○愛が今般帰郷のため廃業するといひ、主人の西原様は承諾したので、今日廃業届を出した。夜2時頃まで帳場事務をして寝た。」(乙26 127頁 7月9日欄)

との部分である。これは業者(西原)の承諾を必要とした例である。

- (イ)「7・29 兵站に行き、サックの配給を受けた。二、三人の慰安婦を慰安婦診療所に連れて行く。前に村山の慰安所に慰安婦としていて、夫婦生活をする事になって慰安所を出た春子と弘子は、今般兵站の命令で慰安婦として金泉館へ戻るとのこと」

(乙28 9頁 下から2行目)

との記述は、

「7月29日木曜日、曇雨天

朝、インセンのヨマ(Yoma)通りの村山氏宅で起き、朝食を食べた。新井氏と兵站に行つて、サックの配給を受けた。慰安婦診療所によつて、番外の2、3人の慰安婦にも診察を受けさせた。前に村山氏の慰安所に慰安婦としていて、夫婦生活をする事になって慰安所を出た春子と弘子は、今般兵站の命令で再び慰安婦として金泉館に戻るようになったという。支那街を回つて、夕方にインセンに戻り、夕食を食べて夜1時頃に寝た。」(乙26 45頁 7月29日欄)



とあるとおり、慰安婦をやめ結婚までしたのに「兵站の命令で再び慰安婦」とされた例である。

(ウ) 秦も

「先ほどあなたは、ビルマの慰安所の管理人の日記にも同様のことが書かれているとおっしゃいましたけども、私も日記全部読みましたが、借金がまだ残っているが、帰国を認められたというような記載はどこにもなかったんですが、そうですね。

さあ、精細には覚えていないですが、多分そうでしょう。」

（同人調書 30頁）

と述べている。

(エ) いずれの事例もすでに明らかにされているところであって、これまでの考え方を裏付けるものであっても覆すものではない。

## 第2 秦の「捏造証言」は故意による吉見への新たな名誉毀損行為である

### 1 秦証言の内容

秦はその証言の中で

「先ほど慰安婦は性奴隷であったと言う説は捏造と言えますか。

私はそう言って差し支えないと思います。」（同人調書 6頁）

「私の質問は、その記述部分は捏造だというお考えですかということ  
です。

そう思います。」（同人調書 11頁）

とまで述べている。

しかし、この証言はこれまでの秦自身の著作や発言からしても証言自体が以下述べるように虚偽による名誉毀損行為であることは明白である。

## 2 秦証言の内容自体からしても「捏造証言」は成り立ちえない

捏造とは、「事実でないことを事実のようにこしらえて言うこと」「でっち上げること」であり、秦も「それを今まで自分で検討したことはありませんけど、ほぼそれに近いようなことかなと思います。」(同人調書 11頁)と述べている。

ただし、「検討したことはありません」「ほぼそれに近いようなことかなと思います」にもかかわらず、「(では慰安婦は性奴隷であったという説は捏造と言えますか) 私はそう言って差し支えないと思います」(同人調書 6頁)と述べるのがそれ自体根拠がないばかりか、「(……その記述部分は捏造だというお考えなのですか) そう思います」との証言は、吉見に対する名誉毀損行為であることを全く理解していない証言である。

しかも、その理由について、

「では、その理由を説明してください。

捏造という言葉の語感が人によってかなり違うようでありますけれども、この場合米軍の尋問調書その他から明らかのように、彼女たちは必ずしもそんなに過酷な生活を強いられていたわけではない。もちろん捕虜になったときは、全軍総崩れで、敗走に巻き込まれて、そういう苦難は当然あったと思います。個別事情は、いろいろあるかと思えますけれども、言われているほど、つまり性奴隷と呼ばれるほど過酷なものではなかったと思うし、それを彼女たちに対してこういう形容詞をつけるというのは非常に人格的侮辱だと思うんです。これ上から目線で、そういう表現をしたいという気持ちになるんだろうと思いますけれども、考えてみますと日本軍の慰安婦というのは小学校もほとんど行っていないような、そういう教育程度の非常に低い女性たち、そういう人たちは奴隷とか奴隷制度といってもぴんとこないと思うんです。した

がって、私は支援団体や何かに言われて、性奴隷であるということは何となく苦情を申し立てていないと思いますけれども、しかし時々彼女たちは条件闘争でストなんかをやったりしたり、ハンストだとか、これは基地村でもそういう事件がございましたし、したがって私はそういう実態に合わないことを誇張して、あるいは歪曲して、性奴隷という非常に侮辱的な表現を使っていくということはまさに捏造としか言いようがないと思います。」(同人調書 7頁)

と述べている。

しかし、この秦証言のどこをみても性奴隷という非常に侮辱的な表現がどうして「捏造」になる根拠となるのか論理不明であり、成り立ち得ないものであって、またどのように具体的に誇張しているか歪曲しているかについてもその論旨が全く不明である。

この証言の内容をみても、吉見が意図して虚偽の事実を捏り上げたという根拠は全く示されていない。

そればかりか、以下詳述するように、これまでの秦自身の著作等からしても「捏造証言」が虚偽であることは明白である。

### 3 「捏造証言」に反する秦自身による様々な叙述

#### (1) 公娼制と慰安婦制度について

ア 秦の自著「慰安婦と戦場の性」(乙6 27頁以下)において、「第二章 公娼制下の日本」のなかの「第1 公娼制の確立」との小見出しの下「『慰安婦』または『従軍慰安婦』のシステムは戦前期の日本に定着していた公娼制の戦地版として位置づけられる」と記し、証言のなかでも

「だけどほぼ同じであると理解していいんですね。

まあね。」

(同人調書 32頁)

と肯定している。

そして、秦著書では引き続き縷々公娼性の成立過程を記し、「2「身売りの諸相」の小見出しのなかで、身売りの実態について書き、「前借金による「酌婦契約証の一例（要点のみ）を示そう」として、「酌婦契約証」の内容を紹介したうえ、これを

「まさに「前借金の名の下に人身売買、奴隷制度、外出の自由、廃業の自由すらない二〇世紀最大の人道問題」（廓清会の内相あて陳情書）にちがいがなかった。」

(乙6 36頁)

とまとめているのである。

ここでは公娼制について「廓清会の内相あて陳情書」を引用して同陳情書の内容に「ちがいがなかった」として秦が肯定してその見解を述べていることは誰が読んでも明白である。

すなわち、秦は自著のなかで、公娼制が「まさに前借金の下に人身売買、奴隷制度、外出の自由すらない二〇世紀最大の人道問題」であるとの自己の見解を示しているのである。

そして、吉見との対談でも、「「慰安婦」または「従軍慰安婦」のシステム」は、「制度上の違いはないですね。私に言わせればほぼ同じだと思います。」(乙30 3頁)と述べているのであるから、「慰安婦制度」は「公娼制」と同様、「人身売買、奴隷制度、外出の自由、廃業の自由すらない」人道問題であることが論理上当然の結論となる。

イ (ア) ところが、秦はこの点を指摘され、

「いや、あなたはそれに違いなかったと書いている。

だから、むしろ言うとするれば、これは吉見さんたちの運動をやるときに大体こういうふうに加大に書くんです。それと同じだと私は思っています。

あなたの書物にこれが引用されて、それに違いなかったという記載をあなたが書いているから確認したんです。あなたは、公娼制度をこのような制度と認識してお書きになったのではないですか。

必ずしもそうじゃないです。

しかし、あなたは少なくともこの書物にはそのように書いておられて、公娼制度と慰安婦制度はほぼ同じであると、つまり慰安婦制度は今言ったような奴隷制度であるということをあなたも認めているんじゃないですか。

いや、そうじゃなくて、吉見さんと同じだと言っているんです。

奴隷でもないのに奴隷という、そういうことで世論を動かそうとしたという同じ性格のものだと思います。」（同人調書 32頁）

と述べている。

(イ) しかし、前述したとおり、「1 公娼制の成立」「2 「身売り」の諸相」のなかには吉見の書いたものについて全く触れられておらず、秦の見解として記されていることは一読すれば疑いのないところである。

しかも、秦著書（乙6）のこの部分で「……吉見さんと同じだと言っているんです。奴隷でもないのに奴隷だという、そういうことで世論を動かそうとしたという同じ性格のもの」との趣旨の叙述など秦の著書（乙6）のどこにも存在しない。秦の虚言という他はない。

まして、

「あなたの違いなかったという文章は、この本は通常の読者がその文章のとおりには読めば理解できる本ですよ。違いなかったというのは、あなたの見解だというふうにはしか読めないですが、それでよろしいですね。

違います。」

（同人調書 34頁）

という驚くべき証言を行っている。

秦が一般人向けに書いた著書(乙6)は一般人が通常の読み方では理解できない書籍だというのだろうか。

傍聴席からの笑いに加えて薄笑いを浮かべて「違います」と述べた態度には研究者としての真摯な態度は全くみられない。返答に窮して新たに考え出した虚偽証言と評する他はない。

ウ 以上のとおり、秦の前記証言は弁解に窮した事実と反する証言であり、秦著書(乙6)を一読すれば、慰安婦は公娼制と同様、「前借金の名の下に人身売買、奴隷制度、外出の自由、廃業の自由すらない二〇世紀最大の人道問題」との秦の見解を叙述していることは疑う余地はない。

## (2) 秦著書(乙6)における吉見に対する批判の内容

ア 秦は「Q5 慰安所の生活条件は過酷だったか」との見出しの下、クワラスワミ報告の批判をしているが、そのなかで「そして吉見は、主として国内の公娼制と比較しながら慰安所では(1)国内は一日に数人ぐらいの接客なのに、一日に二〇人、三〇人が珍しくなかった、(2)国内では許容されていた相手を拒否する自由、廃業の自由、外出の自由などが慰安婦にはなかった、(3)気の荒い兵士による暴行が多かった、(4)未成年者が少なくなかった、(5)報酬を得ていたのはむしろ少数で……(得ていても)ほとんど手元には残らない仕組みになっていた、などを列挙し、その過酷さは「まさに軍用性奴隷というほかない」と結論づけているが、本当だろうか。

過酷かどうかはかなり主観が入るので、主として規定と実状の両面から国内の公娼制と比較しつつ検分したいが、慰安婦が戦時に戦地で働いていたことからくる特殊条件を考慮に入れねばならない。」

とし、そのうえで収入などの点について種々論じたうえ、

「かれこれ総合して「従軍慰安婦の方が民間より待遇がよかった」（倉橋正直）と判定する人もいるが、「兵隊も女も、どちらもかわいそうだったというより外ない」（伊藤桂一）のかもしれない。」

とまとめている（乙6 395頁）。

上記まとめにあるように、秦は自著で慰安婦について、「兵隊も女も、どちらもかわいそうだったという外ない」のかもしれない」と記しているのである。

ここでは吉見に対して「捏造」などという批判など全くなく、吉見の見解に対し、生活条件がそれほどまでではなかったのかもしれないとの趣旨しか存しない。

イ 秦はその著書において吉見の著書から従軍慰安婦に関する見解を多数引用・参照していること

仮に吉見が従軍慰安婦に関する著作でその課題である基本的見解を「捏造」しているとしたら、そのような「捏造」本から研究者が引用することはあり得ないことは、学界の常識である。

ところが、秦著書の参考文献の欄（乙6 437頁）をみると、吉見の著書に触れた箇所が他に比べて圧倒的に多い。この引用のなかには前述したような吉見への批判もあるが、例えば

・「吉見義明は、広義の慰安所を次のような四－五のタイプに分類している。

A 軍の直営

B 軍が監督統制し軍人・軍属専用

B1 特定の部隊専属

B2 都市などで軍が認可（指定）

C 軍が民間の売春宿などを兵員用に指定する軍利用の慰安所で、民間人も利用

D 純然たる民間の売春宿で軍人も利用

この分類はほぼ妥当だと思うが、私はさらに、

E 料理や、カフェー、バーなど売春を兼業した施設を付け加えておきたい。

平時に内地の連隊所在地などで軍人が通っていたのは、軍民共用のCかDに相当する。」 (乙6 80頁)

・「次に陸軍が経験した大量長期の海外出兵は、四年にわたるシベリア出兵であった。千田夏光や吉見義明は、このときの「戦訓」が、第一次上海事変時における軍慰安所設置のきっかけになったと強調しているが、表3-1を見ても性病患者の千分比はそれ以前の諸戦役に比べて驚異的な上昇を見せている。」 (乙6 8頁)

・「表3-8からは、慰安所の経営者と慰安婦の人種構成についても大体の傾向が読める。吉見義明は、大都市には日本人が多く、中都市にもかなりいるが、地方にいくとほとんどいなくなって朝鮮人がふえ、中国人はどこにもいたと概括している。」 (乙6 85頁)

などとして、多くの吉見の見解を肯定して指摘し引用しているのである。基本的結論を「捏造」している書籍から研究者がこのような引用をすることはありえない。

しかも、性奴隷という言葉についても、

「兵士たちと慰安婦の心情的交流もないわけではなく、極端な事例をひいて彼女たちに「性奴隷」のレッテルを貼るのは失礼と言うべきだろう。

もちろん、慰安婦たちに乱暴を働く将校や兵士が時にいて手を焼いていた事実は否定できない。だが雇い主にとっては大金をつぎこんだ大事な営業財産であり、軍にとっても欠かせないサービス集団だから度を越した虐待は例外的だったと思われる。」 (乙6 393頁)



として秦の吉見の見解に対する批判の内容は「失礼と言うべきだろう」と「度を超した虐待は例外的だったと思われる」との程度にすぎない。（なお、「性奴隷」との言辞が何故失礼になるのかもまた不明である。）

このように、秦著書では吉見の文献を引用し批判している部分でも吉見が「捏造」している旨の叙述は全く存在しない。

- (3) 加えて、秦著書（乙6）や証言を検討すれば、同人自身が奴隷条約1条に照らせば、客観的に「慰安婦」は性奴隷であると評しても何ら不自然とはいえない叙述がなされていることを十分読み取ることができる。

ア（ア）秦著書において、

「もちろん、慰安婦たちに乱暴を働く将校や兵士が時にいて手を焼いていた事実は否定できない。だが雇い主にとっては大金をつぎこんだ大事な営業財産であり、軍にとっても欠かせないサービス集団だから度を超した虐待は例外的だったと思われる。」（乙6 393頁）

との見解を示している。

この記述は慰安婦は収入を生み出す財産（営業財産）として扱われていることを秦も認めていることは明白である。

ちなみに、ミッチナの資料でも、業者の独占財産となったと記されている。（甲44 458頁）

(イ) また、証言でも、

「あなたの陳述書では、「暴力を振るう兵士も時にはいたと思われるが、経営者や憲兵が取り締まったはず。怪我をさせては本来の役割が果たせなくなるから。」と書いておられますが、それはそのとおり考えておられるんですね。

はい。

つまり経営者や軍の側から言うと、できるだけスムーズにたくさんの

兵の相手をしてもらいたいと、それが役割でしょうと、こういうことですね。

はい。」

(同人調書 21頁)

と認めている。

これは業者にとってスムーズに収益を生み出させるために軍や経営者が取り締まったことを意味している。

(ウ) そしてミッチナの例についても秦は

「体のぐあいが悪いから、きょうは嫌だと言って断ることができるというような規則はありますか。

さあ、知りません。

(中略)

これは、都会では買い物に行くことが許可された、許されたということとは許可制であったということを示しますね。

多分そうでしょう。

それから、ビルマ滞在中、将兵と一緒にスポーツ行事に参加して楽しく過ごし、ピクニック、演芸会、夕食会に出席したという記述がありますが、これらの行事というのは当然その部隊が主催する部隊が行う行事であったと、それに将兵と一緒に参加したと、こういうふうに読めますね。そうでしょうね。

多分そうでしょう。」

(同人調書 23頁)

「いずれにしても、まずミッチナの尋問調書によるこの記載によれば、この人は借金の返済が終わった者については帰国することを許された、こういうことですよ。

うん。

借金が返し終わっていない場合は、つまり帰れなかったんですよ。そうですね。

廃業できないということでしょう。

だから、借金が返し終わらない限りは廃業の自由はないと、こういうことですね。

うん。

先ほどあなたは、ビルマの慰安所の管理人の日記にも同様のことが書かれているとおっしゃいましたが、私も日記全部読みましたが、借金がまだ残っているが、帰国を認められたというような記載はどこにもなかったんですが、そうですね。

さあ、精細には覚えていないですが、多分そうですね。』

（同人調書 30頁）

などと述べ、

- ・外出は許可制であること
- ・スポーツ行事、ピクニック、演芸会、夕食会なども軍の主催するものに参加を許されたものであること
- ・借金を返済し終わらないと帰国できないこと

を認めているのである。

(エ) ところで、奴隷条約はすでに述べたように

「日本軍「慰安婦」制度が奴隷制に該当するかどうかは、当然ながら、奴隷制条約に具現化された奴隷制の要件に該当するかどうかによって判断されることになる。すなわち、「人に対して所有権に伴ういずれか又はすべての権限の行使」がなされたのが検討されなくてはならない。これを別して言えば、「慰安婦」制度の下におかれた女性たちが、加害行為実行者によって物（客体）のように支配され、自由・自律性を重大に損なわれる状態にあったのかどうか問われることになる。」

（甲69 19頁）

ものであるところ、前述した(ア)乃至(ウ)事実からすれば、慰安婦は秦の著

書や証言によっても収益をあげるための存在であり（すなわち所有権に伴う収益、使役をはかる権限が行使されており）外出や廃業の自由などの人間としての「自由・自律性を重大に損なわれている状態」であったことを實際上認めていることが理解できる。

そうだとすれば、秦著書の内容や証言からしても、「慰安婦」は奴隷条約1条1項に該当していると認められると評しても何ら不自然ということはない。ただ秦が奴隷条約1条の趣旨を理解していなかっただけのことでありと理解することが十分可能である。

(オ) この点で、朴が引用している船橋洋一「歴史和解の旅」においてもミッチナの資料を紹介し、

「ここでは、二階建ての大きなビル（だいたいが校舎）に住まわされ、個室をあてがわれた。食事は日本人の「舎監」が支給。ビルマ戦線に送られた女性たちは、他地域に比べるとまだ恵まれており、衣服、靴、たばこ、化粧品を買うことができた。時に将校、兵士とスポーツに興じたり、一緒にピクニックに行ったりした。」

(甲184 296, 297頁)

などと被告桜内や秦も指摘している具体的な事実を記したうえで、

「ここに描かれた皇軍の性の奴隷としての慰安婦の実態（これでも十分すぎるほど非人道的だが）より、ほかはもっと酷いものであったことは、女性史家の鈴木裕子氏らの調査によって明るみに出されている。」

(甲184 298頁)

として、船橋はミッチナの場合においても、「皇軍の性奴隷としての慰安婦の実態」との見解を示し、性奴隷の状態にあったとの理解をしているのである。

イ そして、慰安所はこれはずでに指摘したように、軍が設立し、軍が監督し、秦も

「経営形態だが、米軍報告書が述べているように、「押収されたいくつかの慰安所規則一覧によれば、慰安所は民間人によって経営されているものの、軍の監督下に置かれ」ていたのが主体で、例外的に軍直営に近いと見なせるものもある。」（乙6 118頁）

と認めているのである。

それゆえ、

「「慰安婦」とは、将兵のために日本軍に所属している売春婦、つまり「従軍慰安婦」にほかならない。「慰安婦」という用語は、日本軍特有のものである。この報告以外にも、日本軍にとって戦闘の必要のある場所ではどこにでも「慰安婦」が存在してきたことを示す報告がある。しかし、この報告は、日本軍によって徴集され、かつ、ビルマ駐留日本軍に所属している朝鮮人「慰安婦」だけについて述べるものである。」（乙9 441頁）

との記述にも指摘されているとおり、軍が主体となって「慰安婦」制度が行われていたのである。

ウ 以上の各事実からも理解できるように、秦著書やその証言を具体的に分析すれば、秦著書の内容は慰安婦は軍の監督の下に利益を生み出すために使役され、その生活実態は人間の自由や、人権が重大に損なわれていることをみとることができる。

すなわち、前述したように、秦自身が自著（乙6）で慰安婦は公娼制と同様、「人身売買、奴隷制度」であると記していることが同著の他の記述内容や証言からしても認められるのである。

#### (4) 秦証言の恣意性

秦はたとえば、

- ・「逆に、マニラのこの兵站の慰安所規則の中に慰安婦は接客を拒否出来るというような規定を書いたところがありますか。

さあ、これは相当長いですから、読んでみないと、すぐには断定  
できません。」 (同人調書 19頁)

・「これは、要するに泥酔したような客については慰安婦は断ることが  
できたということを聞き取った米兵が書いただけのことではないんで  
すか。

ちょっと意味がわかりません。」 (同人調書 20頁)

・「つまりそういう行事を部隊がやるときに、その部隊の許可を得て、  
そういうものに参加すると、そういうことを示しているにすぎないん  
じゃないですか。

どういう意味かわかりません。」 (同人調書 23, 24頁)

・「私のほうで規則上、外出が自由だということを決めた慰安所規則が  
あるかともう一回お尋ねしますが、あなたの記憶でそういうのはあり  
ますか。覚えがない。

よく意味がわかりません。」 (同人調書 25頁)

などと至るところで不都合な回答をしなければならないと思われるところ  
に質問の意味がわからない旨の証言を繰り返している。

この事実は、秦が質問がわからないふりを装って不都合な回答を回避し  
ていると評する他はないものである。

加えて、

「あなたの違いなかったという文章は、この本の通常の読者がその文  
章のとおり読めば、理解出来る本ですよ。違いなかったというの  
は、あなたの見解だというふうにしか読めないんですが、それによろ  
しいですね。

違います。」 (同人調書 34頁)

との証言が示すように、秦が答えに窮した場合、平然と事実と反する証言  
を繰り返している。こうした証言内容は真摯な研究者の証言と評すること

ができないことは明らかである。

### 第3 ま と め

#### 1 秦の慰安婦制度に関する見解（「本書面第1」）について

##### (1) 奴隷条約からみた「慰安婦」について

ア 秦は奴隷制について奴隷条約を奴隷の概念としながら、奴隷条約の条文——すなわち、「所有権の概念」「所有権に伴ういずれか若しくはすべての権限」「行使される者の地位又は状態」という奴隷条約の具体的内容——すら理解していない。

イ 慰安婦制度について、その設立、運営、経営形態は軍が主体である。

ウ 朝鮮半島や台湾の場合は、略取や誘拐、人身売買が大部分であった。

エ 慰安婦の海外への搬送については軍が行っていた。

オ 慰安所の実態についても、居住、外出、廃業、拒否の自由がなかった。

カ 秦は慰安婦と兵士や看護婦、さらにはサラリーマンと同様である旨弁解するが、慰安婦と兵士や看護婦とは法的にも実態も異なっており、この弁解は到底成立しえない。

などの事実が認められるとともに、慰安婦は収益を上げる存在として使役され、人間の重大な権限が制限されており、奴隷条約1条からみても、奴隷という存在としか評することができないことが明らかとなっている。

##### (2) 秦の陳述書等における非学問性

ア 秦が「慰安婦問題の実像と急所をえぐった著作」と評する朴裕河『帝国の慰安婦』は「急所をえぐる」どころか、学問的には極めて稚拙な著書である。

イ 日本軍慰安所管理人の「日記」についても、これまで指摘された事実とほとんど変わっていない。

ウ 文玉珠についても、金をためたのは例外的にであることを文玉珠自身が認めており、また外出、廃業の自由がなかったことを認めている。

エ 「売春婦」についても、重大な人権侵害があるか否かが奴隷の判断の基準になる。

オ 秦証言は質問に窮するや質問の意味がわからない旨回答を回避し、また自著の内容と異なった証言を繰り返しており、到底信用できない。

ことなどが明らかとなっている。

これらの事実をみれば、秦証言は極めて非学問的であることが裏付けられている。

## 2 秦の「捏造証言」（「本書面第2」）について

また、秦は、「従軍慰安婦」は「性奴隷」というしかない存在である旨の吉見の見解を捏造である旨証言している。

しかし、

- (1) 秦の著書の中で、慰安婦は公娼とほとんど同じものであり、公娼制は奴隷制度であると秦の見解を記している。
- (2) 秦の著書（乙6）を通常人が通常のとおり読めば理解できることを否定した証言は全くありえないことであり、虚偽という他はない。
- (3) 秦の著書（乙6）に吉見批判があるものの、その内容は捏造などはほど遠い批判であり、逆に吉見の著書（甲2）等から数多く肯定的に引用している。
- (4) 秦の著書や証言を分析すれば、慰安婦に関する叙述内容は奴隷条約



1条1項に該当するものとなっている。

などの事実が明らかとなっている。

これらの事実からすれば、秦の「捏造」証言は故意に行った吉見に対する新たな名誉毀損行為であることと評価できる。

### 3 小 括

以上のように、秦証言は自ら奴隷の基本要件としている奴隷条約さえ理解していないものであり、また秦の著書を具体的に検討すれば、慰安婦は軍の施設でその監督下におかれ、軍人・軍属の性の相手をさせられていた存在であり、秦自身、公娼制と同様の奴隷状態であったと叙述している。

ところが、秦の陳述書や証言ではこれに反し、かつ非学問的な見解を述べている。

さらに、秦は吉見の慰安婦に関する見解を「捏造」と述べたが、この証言は、前記のように、秦の自著等にも反する証言であることも判明しているのである。

本論稿で詳述したように秦証言は反対尋問、秦自著の内容などによりその証言が矛盾と非論理性が至るところで露見しており、その非学問的内容は明らかとなっている。

付記 本稿は裁判所に提出した証拠弁論に修正・加筆したものである。敬称は略した。

### 参 考 文 献

- 甲2 吉見義明著『従軍慰安婦』（岩波書店 2013年）
- 甲21 「金原節三業務日誌摘録 後編その五のイ」
- 甲23 戦時旬報（後方関係）波集団指令部
- 甲49 「心理戦 尋問報告第2号」編集・解説吉見義明「従軍慰安婦資料集」（大月

書店)

甲53の1, 2 明治33年10月2日付官報

甲69 阿部浩己作成意見書

甲117 吉見義明作成陳述書

甲137 山田清吉「武漢兵站」((株)図書出版 1978年)

甲138 秦郁彦「『朝日新聞』の従軍慰安婦報道に思うこと。」(『潮』2015年3月号  
所収)

甲163 「報告・供覧」外務省

甲184 船橋洋一「歴史和解の旅」(朝日新聞社 2004年)

乙6 及び秦著書 秦郁彦「慰安婦と戦場の性」(新潮社 2013年)

乙16 秦郁彦・桜内文城「『慰安婦＝性奴隷』デマゴギーは許さない」『正論』平成  
26年1月号所収

乙28 秦郁彦作成陳述書

乙29 「日本人捕虜尋問報告書49号」編集・解説吉見義明「従軍慰安婦資料集」(大  
月書店)

乙30 「秦郁彦×吉見義明 歴史学の第一人者と考える『慰安婦問題』

TBS ラジオ「荻上チキ Session-22」2013年6月13日放送